

火曜日グループ「論点整理まとめ」

〔論点1〕

西宮市の特色

- (1) 野球の聖地「甲子園球場」を始めとするスポーツ施設が充実したまち
 - (2) 山、川、海、平野などの良好な自然環境と温暖な気候に恵まれたまち
 - (3) 「教育・学習の充実と文化の振興」を基調とする個性豊かな住宅都市
- これらの特色をより質の高いものへと充実発展させるとともに、潜在している問題点も改善しなければならない。

市民が願うこと

- (1) 市民の声がもっと市政に届くまちにしたい
- (2) 市民の力を市政に活かして欲しい
- (3) 市民は市の政策立案から参加したい
- (4) 情報が共有できるまちにしたい
- (5) 参画と協働によるまちづくりによって子どもたちの笑顔が輝くまちにしたい
- (6) 市は市民の権利を守り、市民はルールを守り責務を果たすまちにしたい

条例制定への市民の想い

「まちづくりの主役は市民である」との信念のもとで、市民参画と協働を市民の身近なものにするためには、これらについて、わかりやすいルールや利用しやすい仕組み、更には評価システムも定めて欲しい。この条例を制定することにより、1人でも多くの私たち市民が市とともに考え行動して「誰もが住みたい、住み続けたいまち 西宮」の実現をより一層推進して次世代に引き継いでゆきたい。

〔論点2〕

1. 参画と協働

(1) 用語の定義

参画とは 市の政策立案、実施、評価に至るまで市民が自己の意見を反映させるため、発言や提案等により決定に関与することをいう。

協働とは 市と市民がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚して行動し、信頼関係を構築しつつ相互に補完することをいう。

(2) 参画と協働の基本原則

参 画

すべての市民は参画の権利を有し、その機会は平等に与えられる。

市は市民が持つ知識、経験、感性等を尊重する。

市は市民の真摯な意見に迅速かつ的確に対応すると共に、施策に反映させるよ

う努める。

協働

市と市民は対等の立場でお互いの役割を理解して連携しながら行動し、相乗効果をめざす。

2. 情報共有

- (1) 「市が持っている情報は市民のものである」ことを基本にして、市は保有する情報を市民に提供し市民との情報共有に努める。
- (2) 情報は多岐にわたるため、市民それぞれに情報の必要内容度合いが異なる。必要とする市民には詳細な情報が伝わるような仕組みを作る。
- (3) 個人情報の保護に留意する。
- (4) 情報提供のため次の手段を活用する。

- 市の広報誌
- テレビ・ラジオ・一般紙
- 市のホームページ
- 市民説明会
- 市民講座等

〔論点3 - 1〕

(1) 市民参画や協働の主体

ア) 市民の定義

市民とは「住民」に限定せずに「広義の市民(市民等と表示)」とする。

- 市内に住所を有する者
- 市内の学校に在学する者
- 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人並びにその他の団体
- 当該事案について市の執行機関が認める者

イ) 市民等の役割・責務

市民は、市政に関する情報を知る権利を持つと共に市政に参画する権利を持つ。

市民は、市全体の利益を考慮することを基本とし、意見と行動には責任を持ち役割を自覚する。

市民は、市民参画・協働を積極的に支援する事業者に対しては、その支援に応えるよう努める。

市民は、参画・協働・コミュニティ活動に積極的に関わるよう努める。

(2) 市民団体について

ア) 自治会、社協、NPOその他の市民団体の定義

「市民公益活動」を定義し、その活動を行う団体を「市民公益活動団体」と総称する。

イ) 市民団体の役割

- ・「市民公益活動団体」は、テーマ別の専門性や地域性等の分野で特性を持っている。
- ・「市民公益活動団体」は、市行政にとって行政サービスの協働団体である。
- ・「市民公益活動団体」は、市民にとって地域社会や住民が抱える課題を共有し、その特性を活かして解決する良きパートナーである。

(3) 事業者の定義、役割

- 「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う個人又は法人である。
- 「事業者」は、市民や市と協力しあって、地域の発展向上に貢献するよう努める。
- 「事業者」は、社会的な役割を自覚し、市民参画・協働を自主的に支援する。

〔論点3 - 2〕

市の役割・責務

市と議会を個別に定める。

市は、市政について市民等に積極的に情報を公開する。

市民等からの提案、要望、苦情等について説明責任を果たすとともに、施策に反映させるよう努める。

事業者が自主的に行う市民参画・協働への支援を評価する。

活発な市民参画・協働・コミュニティ活動が行えるよう、体制や組織の改善、効率的支援、職員教育等の整備に努める。

議会は、市民等と情報の共有をはかり、市とともに、市民参画、協働及びコミュニティを推進するよう努める。

〔論点3 - 3〕

(1) 参画・協働の担い手の相互連携について

情報を共有し、相互に連携でき、情報を共有する連絡会(ネットワークシステム)を設置する。

目標を共有し、目標達成のために向けた自主的な役割を果たす。

対等・平等な立場で理性的に行動し、公正な判断をする。

人材を育成し、それら育成者を活用する。

(2) 市民・市民団体等と市行政のあいだの役割分担、連携について

地方・地域分権の流れと行政サービス・市民ニーズの多様化や高度化に対処するため

市は、行政サービスについて市民公益活動団体等に協働の機会を拡大する。

市は、市民公益活動団体と適正な協働を図るために「行政サービス登録制度」を創設し、その登録団体を支援する。

市は、「地域活動推進セミナー」を企画して住民リーダーを養成するとともに、地域住民の市職員の中から地域担当者を任命する。この人達の協力を得て、小学校区又は中学校区単位

で、単位自治会の上部組織として地域コミュニティ組織（「地域市民協議会」のようなもの）を設立（改組）する。

〔論点４〕市民参画の具体的な手法

〔論点４－１〕全般的なこと

（１）具体的な参加手法

市民参画の実施主体により、次の２つに区分して具体的な手法を定める。

<市が実施主体で行う市民参画手続>

- ・パブリックコメント手続（市民意見提出手続）
- ・審議会等（委員会、協議会並びに審議会等）
- ・市民説明会（意見交換会、公聴会、フォーラム並びにシンポジウム等）
- ・ワークショップ

市には、上記４つの市民参画手法の中から１つ以上の手法を実施することを義務付ける。

<市民が請求する市民参画手続>

- ・市民政策提案制度（仕組み・フローチャートは別紙参照）

（２）どのような市の活動を、参加の対象とすべきだろうか。

<市民参加の対象となる行政活動>

市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更

市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民等に義務を課し、市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃

規則で定める大規模な施設の設置に係る計画等の策定又は変更

市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

<市民参加の対象とならない行政活動>

軽微なもの

緊急に行われなければならないもの

法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

市の機関内部の事務処理に関するもの

市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

（３）できるだけ早い段階からの参加を可能にするために、どうしたらよいか。また、条例にどのようなことを盛り込んだらいいのだろうか。

市は、年度当初に市民参画の事業内容・担当部局・参画手法・実施(予定)時期を定めた市民参画計画を作成し、第三者機関()の検証を経て公表する。

[論点５](１)の「市民参画推進・評価委員会(仮称)」を想定しています。

この早期公表で、市民の「政策提案」や「ワークショップ」による計画段階からの参画及び適切な「パブリックコメント」等の実現を図りたい。

実施1ヶ月前までに、市政ニュース、宮っ子、ホームページ、報道機関への情報提供、担当課窓口及び支所への備付け等により市民等にその内容を知らせる。

(4) 参加した結果がどうなったかを明らかにするために、どのようなことを盛り込んだらいいのだろうか。

実施後、その結果を、市政ニュース、宮っ子、ホームページ、報道機関への情報提供、担当課窓口及び支所への備付け等により市民等に知らせる。

市は、年度当初に前年度の市民参画実施内容を自己評価のうえ、「市民参画推進・評価委員会(仮称)」の検証を受ける。

(5) 市民が参加しやすくするには、どういうことを盛り込んでおいたらいいのだろうか。

- ・ 市民参画テーマが「市民の生活に直接どう関わるのか、それによる市民のメリットは何か」等、テーマの重要性を市民等へ事前にPRしておく。
- ・ 参加しやすい「市民政策提案制度」を作る。

〔論点4-2〕個々の参加手法に関して

(1) パブリック・コメント手続(市民意見提出手続)

現行の要綱の内容のままでよいか。改善すべき点はないか。

要綱第3条では、市民参加の対象を「まちづくりについての基本的な方針を定める計画等の査定又は重要な改定」と狭い範囲に限定している。対象範囲の拡大が必要である。

要綱第8条では、運営委員を「市職員のみ」としている。市職員を含めた「市民参画推進・評価委員会」で審議すべきである。

要綱から条例に格上げする。

(2) 審議会等

審議会の委員の構成(公募のあり方なども含め)、会議の公開、議事録の公開など、現行の指針の内容のままでよいか、改善すべき点はないか。

市民の意見が反映されるよう、職業の偏りを排除し、男女比、年齢構成、地域構成を配慮する。多忙な学識経験者や兼職が多く名誉職にある高齢経営者・団体代表者を委員に委嘱せず、真に市政に関心のある「公募による市民」を原則としてすべての審議会等で複数名ずつ委嘱して、その活性化を図る。

会議及び議事録の公開を行う。

指針のままでよいか?

(3) 市民政策提案手続

市民政策提案の制度が必要か。その要件や手続きはどのようなものがよいか

市民等が行政と同等のイニシアティブを確保するため、この条例に「市民政策提案制度」を必ず定めておかなければならない。(仕組み・フローチャートは別紙参照)

(4) 行政評価への市民参加

行政評価への市民参加として、どういうことを盛り込めばよいか。

〔論点5〕(1) モニタリング機関 でまとめて記述。

(5) 住民投票

住民投票は、盛り込む必要があるかどうか。

市民等と行政、議会との間で合意形成に至らない場合、市民参画の最後の手段として、住民(選挙民)に最終的な判断を仰ぐという「住民投票制度」は必要である。

この発議権は住民のみに限定し、発動にあたっては投票資格者総数の10分の1程度のハードルを設け、安易な乱発を避ける。

市民がイニシアティブを取るためにも、住民投票を実施するか否かの決議を議会に委ねる内容の条例にしない。

(6) その他

意見交換会、ワークショップ、公聴会、フォーラム、シンポジウム等について、どのように盛り込めばよいか。

これらを「市が実施主体で行う市民参画手法」として定める。3頁〔論点4-1〕(1)のとおり。

〔論点5 - 1〕

(1) 審議会などの第三者機関を設置すべきか。その構成や役割をどう考えるべきか。

市長の附属機関として「市民参画推進・評価委員会(仮称)」を設置する。

- ・次に掲げる者の中から、市長が委員として委嘱又は任命し、その定数は15人以内とする。

公募による市民

市民公益活動団体を代表する者

学識経験者

市の職員

その他、市長が適当と認める者(関連する事業者を含む)

ただし、公募による市民委員は委員総数の3分の1以上とする。

- ・次の事項について審議する。

市民参画手続の実施結果及び実施計画に関する検証、評価及び答申

「市民政策提案制度」における市民提案への評価及び答申

以外の、市民参画、協働及びコミュニティ活動の運用に関する事項

市民参画、協働及びコミュニティ活動の企画並びに推進に関する事項

市民参画条例の改正又は廃止に関する事項

その他、市が必要と認める事項

- ・市は、「市民参画推進・評価委員会」において審議された内容を公表する。

〔 2 〕 参画・協働を推進するために、「推進計画」や「年次計画」を盛り込むべきか。

「市民参画推進・評価委員会」において「市民参画」に関する「実施結果」や「実施計画」を検証・評価し、答申する。

〔 論点 5 - 2 〕

参画・協働を推進していくために、市の体制や組織などを改善する必要はないか。具体的な改善の提案ができるだろうか。あるいは条例に盛り込むことができるか。

- ・参画・協働・コミュニティ活動を推進するため「市民活動支援課」を組織変更する。
課内に「参画・協働推進グループ(仮称)」を立ち上げ、優先順位を定めその分野に特化する。
まず、「地域コミュニティ組織(地域市民協議会)」の設置、「西宮市市民交流センター」の改組、「行政サービス登録制度」の制定に着手するべきではないだろうか。
課内の仕事の一部を外部委託する。
公民館・市民館の管理やコミュニティ協会の運営(「宮っ子」の編集も含める)を市民公益活動団体等に事業委託させてはどうか。(「市民祭り」の運営事務は?)
- ・「西宮市市民交流センター」をボランティア・NPOの支援拠点(「ボランティア支援センター(仮称)」)と位置づけ「協働コーディネーター」を置いて、次の事業を行う。
ボランティア団体やNPO等(「会員」)の運営や活動に関する相談及び支援を行う。
会員から公益活動の実施情報を収集し発信する。
会員の取りまとめ、会員間の連携及び交流を行う。
市民等から市民公益活動に関する情報収集に努め、市と連絡調整して協働の機会を拡大し創出する。
市民公益活動に参加する人材の募集・育成、専門家の育成及び交流を行う。
市民公益活動に関する調査及び研究を行う。
市民公益活動のために、同センターに施設及び設備を利用に供する。

〔 論点 6 〕

参画・協働のための基盤づくりや仕組みづくりはどうあるべきか。

利用しやすい「市民政策提案制度」を制定する。

「市民活動支援課」の組織変更と「西宮市市民交流センター」の改組を実施する。

「組織変更した市民活動支援課」と「改組した西宮市市民交流センター」(ボランティア支援センター)が役割分担を決め、互いに連絡調整しながら活動する。

〔 論点 6 - 1 〕

(1) 参画・協働を推進するため、人づくり、コーディネーターの必要性、中間支援機能の充実強化等が挙げられているが、具体的な提案ができるだろうか。

人づくりのための支援組織

- ・「リーダーの育成」については、団体の自主性を尊重しながら「市民活動支援課」と「ボランティア支援センター」が協力して企画実行する。
- ・「メンバーの育成」については原則として当該団体が行うものとし、要請に応じて「市民活動支援課」と「ボランティア支援センター」が協力して支援する。
- ・コーディネーター設置と中間支援機能については「ボランティア支援センター」に求めたい。

(2) 「市民等と行政の話し合いの場」や「市民同士がお互いに話し合う場」をつくることが挙げられているが、具体的な提案ができるだろうか。

・「市民等と行政の話し合いの場」

「市民活動支援課」の協力を得ながら、テーマごとに市の担当部が「フリートーキング」の場や「市民参画手法」を使った会合を開催する。

・「市民同士がお互いに話し合う場」

公民館等を利用して、地域市民協議会や各団体（自治会を含む）の中で、市民同士が自由闊達に話し合う。市の職員も参加できる会合にする。

〔論点 6 - 2〕

「市と市民等のあいだの協働」や「市民同士の協働」をすすめていくために、どのような仕組みが必要だろうか。

- ・「市民活動支援課」の組織変更、「西宮市市民交流センター」の改組、「地域コミュニティ組織（地域市民協議会）」の設置により協働の活性化を図りたい。